

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 6年 5月 21日

高知県知事 殿

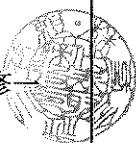
提出者

住 所 高知市中宝永町5番21号

氏 名 株式会社三谷組 代表取締役 三谷修一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 088-856-9993



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	2災第9-8号日曾谷川河川災害復旧工事（他17件）
事業場の所在地	高知県安芸郡東洋町（高知市内を除く高知県内 他17件）
事業の種類	建設業（土木・舗装・建築）
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1583 t	全処理委託量	1583 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処理委託量	1583 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
※事務処理欄			

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：がれき類)

不要物等発生量	有価物量
---------	------

①排出量	自ら直接 再生利用した量
	② -

①排出量	自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量
	③ -

項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後 の残さ量										
①排出量	1489.51 t	④ -	⑥ -	⑨ -	⑩ -	⑪ -	⑫ -	⑬ -	⑭ -	⑮ -	⑯ -	⑰ -	⑱ -
②+③自ら再生利用を行った量	-	④のうち熱回収を行った量	-	⑦ -	⑧ -	⑪ -	⑫ -	⑬ -	⑭ -	⑮ -	⑯ -	⑰ -	⑱ -
⑤自ら熱回収を行った量	-	⑤のうち熱回収を行った量	-	⑧ -	⑨ -	⑪ -	⑫ -	⑬ -	⑭ -	⑮ -	⑯ -	⑰ -	⑱ -
⑥自ら中間処理により減量した量	-	⑥のうち熱回収を行った量	-	⑨ -	⑩ -	⑪ -	⑫ -	⑬ -	⑭ -	⑮ -	⑯ -	⑰ -	⑱ -
⑦自ら埋立処分を行った量	-	⑦のうち熱回収を行った量	-	⑩ -	⑪ -	⑫ -	⑬ -	⑭ -	⑮ -	⑯ -	⑰ -	⑱ -	⑲ -
⑧自ら海上投入処分を行った量	-	⑧のうち熱回収を行った量	-	⑪ -	⑫ -	⑬ -	⑭ -	⑮ -	⑯ -	⑰ -	⑱ -	⑲ -	⑳ -
⑨全処理委託量	1489.51 t	⑩全処理委託量	1489.51 t	⑪全処理委託量	1489.51 t	⑫全処理委託量	1489.51 t	⑬全処理委託量	1489.51 t	⑭全処理委託量	1489.51 t	⑮全処理委託量	1489.51 t
⑩優良認定処理業者への処理委託量	0 t	⑪再生利用業者への処理委託量	1489.51 t	⑫再生利用業者への処理委託量	-	⑬再生利用業者への処理委託量	-	⑭再生利用業者への処理委託量	-	⑮再生利用業者への処理委託量	0 t	⑯再生利用業者への処理委託量	-
⑪熱回収認定業者への処理委託量	-	⑫熱回収認定業者への処理委託量	-	⑬熱回収認定業者への処理委託量	-	⑭熱回収認定業者への処理委託量	-	⑮熱回収認定業者への処理委託量	-	⑰熱回収認定業者への処理委託量	-	⑲熱回収認定業者への処理委託量	-

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類 : 金属くず)	
有機物量		不要物等発生量	
① 排出量	10.87 t	② 自ら直接 再生利用した量	-
③ 排出量	-	④ 自ら直接 立地処分又は 海洋投入処分した量	-
④ 排出量	-	⑤ 自ら中間処理 した量	-
⑤ 排出量	-	⑥ 自ら中間処理 後の中減量	-
⑥ 排出量	-	⑦ 自ら中間処理により減 量した量	-
⑦ 排出量	-	⑧ 自ら中間処理した後 再生利用した量	-
⑧ 排出量	-	⑨ のうち再生利用 業者への処理委託量	10.87 t
⑨ 排出量	-	⑩ のうち熱回収認定 業者への処理委託量	10.87 t
⑩ 排出量	-	⑪ のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	-
⑪ 排出量	-	⑫ のうち優良認定 業者への 処理委託量	0 t
⑫ 排出量	-	⑬ のうち熟回収認定業者以外の 熟回収を行う業者への処 理委託量	-

(第4面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類 : 塗装)	
項目	実績値	項目	実績値
①排出量	47.83 t	④自ら中間処理した量	-
②自ら直接再生利用した量	-	⑤⑥のうち熱回収を行った量	-
③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	-	⑦自ら中間処理により減量した量	-
⑧自ら中間処理した後再生利用した量	-	⑨⑩自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	-
⑪処理委託量	47.83 t	⑪⑫処理業者への処理委託量	47.83 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	-	⑬⑭熱回収認定業者以外の処理委託量	-
⑭熱回収を行いう業者への処理委託量	-	⑮⑯うち優良認定処理業者への処理委託量	0 t

(第5面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類 : 木くず)	
不要物等発生量	有機物量	自ら直接 再生利用した量	② -
排出量	① 16.46 t	自ら直接埋立処分又は 海洋投げ出し処分した量	③ -
項目	実績値	自ら中間処理 した量	④ -
①排出量	16.46 t	④のうち熱回 收を行った量	⑤ -
②+③自ら再生利 用を行った量	-	自ら中間処理によ り減量した量	⑥ -
⑤自ら熱回収を行 った量	-	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投げ出し処分した量	⑦ -
⑦自ら中間処理によ り減量した量	-	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投げ出し処分した量	⑧ -
⑨自ら埋立処分又は 海洋投げ出し処分した量	-	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投げ出し処分した量	⑩ 16.46 t
⑩全処理委託量	16.46 t	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投げ出し処分した量	⑪ 0 t
⑪優良認定業者への 処理委託量	16.46 t	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投げ出し処分した量	⑫ 0 t
⑫再生利用業者への処 理委託量	16.46 t	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投げ出し処分した量	⑬ -
⑬熱回収認定業者への処 理委託量	-	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投げ出し処分した量	⑭ -
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量	-	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投げ出し処分した量	⑮ -

(第6面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類：紙くず)	
項目	実績値	項目	実績値
①排出量	7.10 t	②自ら直接再生利用した量	-
③自ら直接埋立処分又は海上投入処分した量	-	④自ら中間処理した量	-
④のうち熱回収を行った量	-	⑤自ら中間処理により減量した量	-
⑥自ら熱回収を行った量	-	⑦自ら中間処理により減量した量	-
⑧自ら中間処理した後再生利用した量	-	⑨自ら中間処理した後自ら直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	-
⑩自ら埋立処分又は海上投入処分を行った量	-	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	7.10 t
⑪全処理委託量	7.10 t	⑫再生利用業者への処理委託量	0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	-	⑭熱回収認定業者以外の処理委託量	7.10 t
⑮熱回収を行う業者への処理委託量	-	⑯熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑰自ら中間処理した後自ら直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	-	⑱のうち熱回収認定業者への処理委託量	-
⑲のうち熱回収認定業者への処理委託量	7.10 t	⑲のうち熱回収認定業者への処理委託量	-
⑳のうち熱回収認定業者への処理委託量	-	⑳のうち熱回収認定業者への処理委託量	-

(第7面)

計画の実施状況	
有償物量	不要物等発生量
① 排出量	② 自ら直接再生利用した量
① 11.97 t	③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量
項目	実績値
①排出量	11.97 t
②+③自ら再生利用を行った量	-
⑤自ら熱回収を行った量	-
⑥自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量
⑦自ら中間処理により減量した量	-
③+⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	-
⑩全処理委託量	11.97 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	11.97 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	-
⑭熱回収認定業者以外の処理委託量	-
自ら中間処理した後再生利用した量	⑧ -
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑨ -
自ら中間処理した後の残さ量	⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑪ 11.97 t
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑫ 11.97 t
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑬ -
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑭ -
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑮ 0 t
⑯のうち再生利用業者への処理委託量	⑰ 11.97 t
⑯のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑱ -
⑯のうち熱回収認定業者以外の処理委託量	⑲ -

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。